

# クマに注意！！

**クマは危ない動物**  
クマはするどいツメと大きな歯を持ち、時速40キロメートルで走ることもでき、泳ぎも木登りも得意です。

【直近のクマによる人身事故について】

- 令和6年度の事故  
令和6年8月 小鹿野町両神小森の自宅敷地内でクマに襲われ怪我を負った
- 平成30年度の事故  
平成30年10月 秩父市三峰の霧藻ヶ峰登山道お清平付近でクマと遭遇し軽傷
- 平成28年度の事故  
平成28年8月 秩父市荒川上田野「若御子神社付近で洞穴を覗いた際、クマが出てきて襲われ重傷  
平成28年5月 小鹿野町「両神登山道」下山中に子グマと遭遇し軽傷

**クマと出会わないために**

- ・クマの生息地域では  
➡ 一人で行動しない！クマのいそうな場所に近づかない！
- ・クマに自分の存在を知らせましょう！  
➡ クマ避け鈴を使う、手をたたいて音を出す、声を出す
- ・クマの隠れていそうなところに注意しましょう！  
➡ 見通しの悪いところ、藪や沢、山際の林、洞穴

**クマと出会ってしまったら**

- ・近くにクマがいることに気づいたら  
➡ クマを見ながら、ゆっくり後退してその場から離れましょう  
➡ 大声を出したり、走って逃げたりするのはやめましょう
- ・すぐ近くで出会ったとき  
➡ あわてた人の急な動作で驚いて、攻撃してくることがあるので、冷静に落ち着いてクマが立ち去ってからその場を離れましょう

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です  
平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基準計画」において、毎年、「犯罪被害者基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日）が「犯罪被害者週間」と定められました。「犯罪被害者週間」は期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等がおがれている状況や犯罪被害者等の名誉または生活の平穩への配慮の重要性について、国民の理解を深めることを目的とするものです。



気候が穏やかになり、山々が紅葉で彩られるシーズンがやってきました。  
自然を相手にする登山は、ちょっとした油断が重大な事態を招くこととなります。  
【登山届は必ず提出】  
【単独登山は避ける】  
【無理のない登山計画】  
【十分な装備の準備】  
などを守り事故のない安全な登山を楽しみましょう。

**管内の交通事故情勢**

※ 令和7年中（10月15日現在）  
【ただし数値は暫定値である】

小鹿野警察署管内	人身事故 10件	物損事故 190件
三田川駐在所管内	人身事故 1件	物損事故 20件

埼玉県小鹿野警察署  
ホームページ ➡



広報  
みたがわ

編集・発行  
三田川駐在所

